

2016年2月10日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2016.1

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、第190回通常国会が開会したこと（4日）、国際会計基準審議会がIFRS第16号「リース」を公表したこと（13日）、バーゼル銀行監督委員会が最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」を公表したこと（14日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	2
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
デリバティブ証拠金規制案、再度意見募集へ	5
○レポート要約集	11
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○1月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
8日	標準的手法（信用リスク）の見直し、再考へ ～【BCBS 第二次市中協議文書】 外部格付の参照は再び認められる方向へ～	鈴木 利光	金融制度	16
13日	法律・制度 Monthly Review 2015.12 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	10
	消費者裁判手続特例法、2016年10月1日施行 ～いわゆる日本版クラスアクション～	横山 淳	その他法律	6
15日	デリバティブ証拠金規制案、再度意見募集へ ～【金融庁第二次証拠金規制案】 BCBS/IOSCO 合意の導入時期延期を踏襲～	鈴木 利光	金融制度	15
20日	パーゼル委、マーケット・リスクの改定（速報版） ～【BCBS 最終規則】上場株式は トレーディング勘定で公正価値評価～	鈴木 利光	金融制度	6
25日	消費者契約法改正に向けた「報告書」 ～消費者契約法専門調査会報告書について～	堀内 勇世	その他法律	8

◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4日	◇第190回通常国会が開会（会期は6月1日まで）。
5日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、金融商品の認識と測定に関する新基準を発出。
8日	◇改正会社法施行規則及び会社計算規則が施行。平成28年3月31日以後終了連結会計年度から、修正国際基準（JMIS）に準拠した連結計算書類の作成が可能となる。 ◇金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表（意見提出期限は2月8日まで）。ソルベンシー・マージン比率の適正化を図るため、その他有価証券評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益をマージン総額に算入するもの。
11日	◇中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、「マーケット・リスク規制の枠組の改定及びパーゼル委員会の作業計画の承認」を公表。
12日	◇内閣官房、マイナンバーホームページに「法人番号の併記ルール」を公表。Webサイトで公開するデータに法人番号を記載する際の方法についての具体例を示す。

13日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第16号「リース」を公表。</p> <p>◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、公開草案「IPSAS第25号『従業員給付』の修正」を公表（コメント期限は4月30日まで）。</p> <p>◇商事法務研究会、「会社法研究会」（第1回）開催。座長は神田秀樹・東京大学教授。</p>
14日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会、最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」を公表。各国監督当局に対しては2019年1月1日までの最終規則文書の自国ルール化、銀行に対しては同年12月31日までの最終規則文書に基づく報告を求めるもの。</p> <p>◇英国財務報告評議会（FRC）、英国におけるコーポレート・ガバナンスの全体的な品質は高水準を維持している旨を公表。ステewardシップ・コードについてはより良い対話を促していくとしている。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）とFASBの代表者による定期会合（第19回）が開催（15日まで）。</p>
15日	<p>◇日証協、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正案を公表（意見提出期限は1月29日まで）。一部店頭有価証券の取引に関する確認書の写しの交付義務廃止等。</p> <p>◇国税庁、「振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ」を公表。平成28年12月をもって領収証書の送付を廃止し、平成29年1月以降は希望者に対して振替結果を証明するなどの対応を予定。</p>
19日	<p>◇IASB、IAS第12号「法人所得税」の狭い範囲の修正を公表。公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の会計処理方法を明確化するもの。2017年1月1日以後開始事業年度の適用を要求（早期適用可）。</p> <p>◇日本公認会計士協会、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」及び同第70号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」を廃止。</p>
20日	<p>◇東証、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果（2015年12月末時点）を公表。ガバナンス報告書の提出企業は2,485社、市場第一部・第二部上場会社の78%が、コード73原則のうち9割以上をコンプライしている等の内容。</p> <p>◇平成27年度補正予算（一般会計・特別会計）が可決・成立。</p>
22日	<p>◇日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（案）を公表（意見募集は2月12日まで）。第三者委員会の独立性・中立性・専門性の確保等、4つのプリンシプルを示す内容。</p>
25日	<p>◇金融庁及び総務省、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表（意見提出期限は2月24日まで）。預入限度額を1,300万円、保険金額の限度額算定の際の控除額を1,000万円にそれぞれ引き上げる等の内容。</p>
27日	<p>◇日本公認会計士協会、会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」を公表。</p> <p>◇法制審議会の商法（運送・海商関係）部会、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案」を決定。</p>
28日	<p>◇IPSASB、公開草案第60号「公的部門の結合」を公表（コメント期限は6月30日まで）。</p> <p>◇欧州証券市場監督局（ESMA）、市場阻害行為規制（MAR）の実施を明確化するための指針案のコンサルテーション・ペーパーを公表。</p>
29日	<p>◇IASB、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表。2017年1月1日以後開始事業年度の適用を要求。</p> <p>◇金融庁、「金融行政モニター」の設置を公表。中立的な第三者である外部専門家に対し、直接意見等を提出できる仕組み。</p>

◇2月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	3月1日	◇「金融商品取引法」の一部改正法（いわゆるプロ向けファンドに関する規制を強化するもの）が施行。
	3月31日	◇連結財務諸表（通期）について、修正国際基準（JMIS）の適用が可能に。 ◇年度末から繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用が可能に（強制適用は2016年4月1日以後開始事業年度の期首から）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の65%→60%）（予定）。 ◇国境を越えた役務の提供（芸能・スポーツ等）への消費課税見直し（電子書籍・音楽・広告等に関しては2015年10月1日に導入済み）。 ◇ジュニアNISA開始（口座開設の受付は2016年1月1日から）。 ◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。 ◇「行政不服審査法」の一部改正法が施行。 ◇「不当景品類及び不当表示防止法」の一部改正法が施行。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）（予定）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）（予定）。
	9月30日	◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）（予定）。 ◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、遅くともこの日までにマイナンバーの告知が必要となる。

※原則として、1月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

◇今月のトピック

デリバティブ証拠金規制案、再度意見募集へ

～【金融庁第二次証拠金規制案】BCBS/IOSCO 合意の導入時期延期を踏襲～

2016年1月15日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160115_010529.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 適用免除取引

【変動証拠金の適用免除取引】	【当初証拠金の適用免除取引】
一. 取引の当事者の一方が「金融商品取引業者等」以外の者 ^(※1) である場合における当該取引	一. 取引の当事者の一方が「金融商品取引業者等」以外の者 ^(※5) である場合における当該取引
二. 信託勘定に属するものとして経理される取引 ^(※2)	二. 信託勘定に属するものとして経理される取引 ^(※6)
三. 親会社等、子会社等若しくは兄弟会社等（又は外国の法令上これらに相当する者）が取引の相手方となる場合における当該取引	三. 親会社等、子会社等若しくは兄弟会社等（又は外国の法令上これらに相当する者）が取引の相手方となる場合における当該取引
<p>四. 当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引^(※3)</p> <p>イ 「金融商品取引業者等」のうち、対象主体（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会、農林中央金庫、保険会社）以外の者</p> <p>ロ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引^(※4)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p>	<p>四. 当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引^(※7)</p> <p>イ 「金融商品取引業者等」のうち、対象主体（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会、農林中央金庫、保険会社）以外の者</p> <p>ロ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引^(※4)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属</p>

	<p>する年の前年の3月から5月まで（基準時が9月から12月に属するときは、その年の3月から5月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引及び先物外国為替取引^(※8)に係る想定元本額の合計額^(※9)の平均額が1兆1,000億円以下である者（ロ及びハに掲げる者を除く。）</p>
<p>五. 「金融商品取引業者等」について、外国の法令に準拠することその他の事情により第二次証拠金規制案を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生じるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>	<p>五. 「金融商品取引業者等」について、外国の法令に準拠することその他の事情により第二次証拠金規制案を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生じるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>

(※1) 次のいずれにも該当する者を除く。

- 外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上であると見込まれる者

(※2) 基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（「清算集中等取引情報」（金融商品取引法156条の63第1項）又は「取引情報」（金融商品取引法156条の64第1項）の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である信託財産に係る取引に限る。

(※3) ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。

(※4) 「清算集中等取引情報」又は「取引情報」の対象となっているものに限り、信託財産に属するものとして経理されるものを除く。

(※5) 次のいずれにも該当する者を除く。

- 外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上であると見込まれる者
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前年の3月から5月まで（基準時が9月から12月に属するときは、その年の3月から5月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引及び先物外国為替取引（これらの取引の相手方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。）に係る想定元本額の合計額（当該者に親会社等、子会社等若しくは兄弟会社等があるとき又は外国の法令上これらに相当する者があるときは、それらの者が行うこれらの取引の想定元本額の合計額（グループ内取引を除く。）を合計した額）の平均額が1兆1,000億円を超えると見込まれる者

(※6) 当該信託財産が次のいずれにも該当する場合における取引に限る。

- 基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで（基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（「清算集中等取引情報」又は「取引情報」の対象となっている者に限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である信託財産
- 基準時の属する年の前年の3月から5月まで（基準時が9月から12月に属するときは、その年の3月から5月まで）の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引及び先物外国為替取引（これらの取引の相手方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が1兆1,000億円以下である信託財産

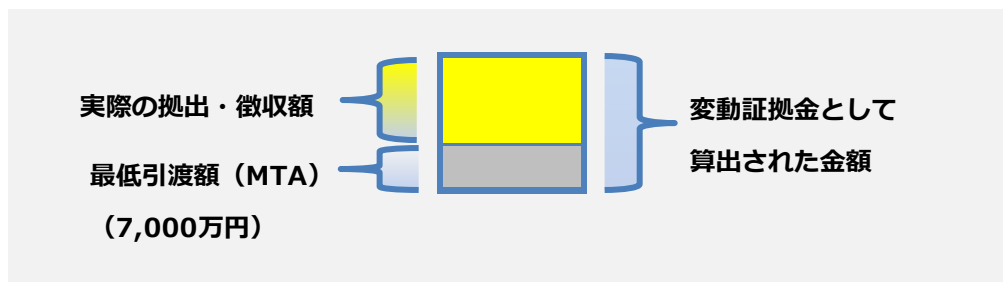
(※7) ロ及びハに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。

(※8) これらの取引の相手方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。

(※9) 当該金融商品取引業者等に親会社等、子会社等若しくは兄弟会社等があるとき又は外国の法令上これらに相当する者があるときは、それらの者が行うこれらの取引の想定元本額の合計額（グループ内取引を除く。）を合計した額とする。

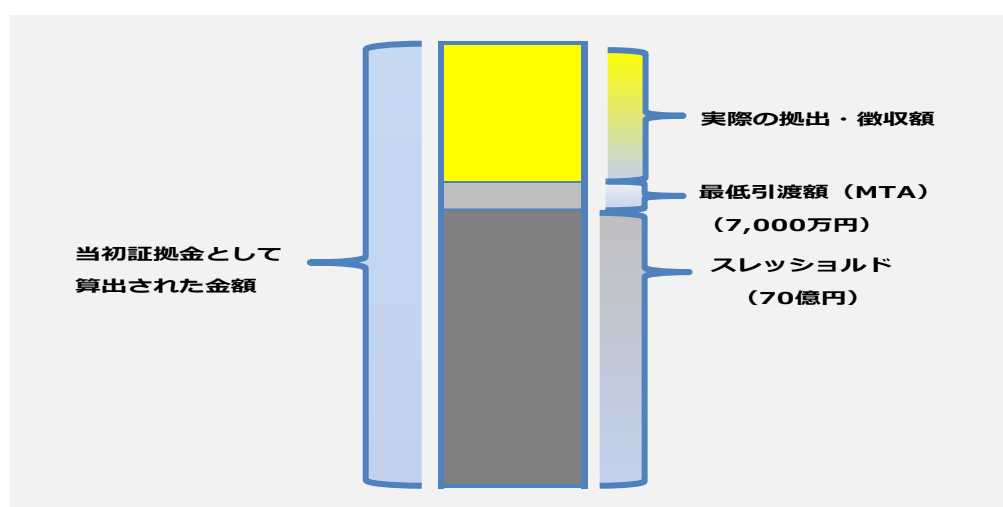
(出所) 内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 変動証拠金のイメージ：最低引渡額を 7,000 万円とした場合



(出所) 内閣府令案を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 当初証拠金のイメージ：最低引渡額を 7,000 万円、スレッシュホールドを 70 億円とした場合



(出所) 内閣府令案を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 標準的手法：資産クラスごとの証拠金率（グロスの潜在的損失等見積額）

資産クラス	残存期間	証拠金率（×想定元本額）
クレジット	2年以下	2%
	2年超5年以下	5%
	5年超	10%
コモディティ	-	15%
株式	-	15%
為替	-	6%
金利	2年以下	1%
	2年超5年以下	2%
	5年超	4%
その他	-	15%

（出所）内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 証拠金適格のある資産ごとのヘアカット比率

資産の区分（注）	信用リスク区分	残存期間	ヘアカット比率（×時価）
現金（同一通貨）（一）	-	-	0%
主要指数の構成銘柄である株式等（四）	-	-	15%
国債・中央銀行債等（二）	AA-以上	1年以下	0.5%
		1年超5年以下	2%
		5年超	4%
	BBB-以上	1年以下	1%
		1年超5年以下	3%
		5年超	6%
BB-以上	全ての期間	15%	
通常の債券（三）	AA-以上	1年以下	1%
		1年超5年以下	4%
		5年超	8%
	BBB-以上	1年以下	2%
		1年超5年以下	6%
5年超	12%		
投資信託等（五）	-	-	投資対象に適用される上記比率のうち最も高いもの
返済通貨が担保資産の通貨と異なる場合	-	-	+8% （上記それぞれの比率に対して）

（注）「資産の区分」内の漢数字は、p. 11の付番に一致させている。

（出所）内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 証拠金の適切な管理に係る態勢整備

【変動証拠金】	【当初証拠金】
<ul style="list-style-type: none"> • 相手方が金融機関等の場合に限る。 • 店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額（月平均）が 3,000 億円未満の金融商品取引業者等に対しても適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引の相手方との変動証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDA マスター契約及び CSA 契約）の締結 ➤ 変動証拠金を主要な通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれ予め定めた通貨と異なる場合における一定の為替リスクの考慮 ➤ （店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額（月平均）が 3,000 億円未満の金融商品取引業者等のみに適用）：取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の随時請求）に対応した変動証拠金の授受 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引の相手方との当初証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDA マスター契約並びに当初証拠金管理に係る契約（信託の設定に係る契約等））の締結 ➤ 金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当該証拠金を安全な方法により運用することが許容されているところ、当該安全性の適切な確保 ➤ 当初証拠金の算定 <ul style="list-style-type: none"> • 標準的手法又は内部モデルのいずれを使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出 • 内部モデルを使用する場合、モデル管理部署による、適切な管理手続きの作成並びに運営及びバックテストその他検証の実施 • 内部モデルを使用する場合、適切な内部監査の実施
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 証拠金に用いられる資産について、例えば、流動性の低い有価証券は一定未満とするなどの適切な分散 ➤ 証拠金に係る紛争について、紛争が発生した場合の対応策の事前の策定、適切な対応の実施並びに紛争内容の記録及び保存 ➤ 一括清算の約定の法的有効性が確認されていない外国の金融機関等を取引相手とした、証拠金の授受等の措置を講ずることが求められていない非清算店頭デリバティブ取引に係る適切なリスク管理 	

（出所） 監督指針案より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 第二次証拠金規制案の段階的实施

実施時期	変動証拠金	当初証拠金
	証拠金の授受の実施が求められる 対象主体の非清算店頭デリバティブ 想定元本（グループ全体）	
2016年9月1日～	420兆円超	420兆円超
2017年3月1日～	420兆円以下 も含む	
2017年9月1日～		315兆円超
2018年9月1日～		210兆円超
2019年9月1日～		105兆円超
2020年9月1日～		1.1兆円超

(※) 「適用免除取引」参照 (p. 3)

(出所) 内閣府令案より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【8日】

標準的手法（信用リスク）の見直し、再考へ

～【BCBS 第二次市中協議文書】外部格付の参照は再び認められる方向へ～

2015年12月10日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（第二次市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年3月11日）。

第二次市中協議文書は、バーゼルⅡの合意（2004年）以降初めて、信用リスクに係る標準的手法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。

第二次市中協議文書では、銀行向け債権及び法人向け債権のリスク評価における外部格付の参照を廃止するとともにリスク・ウェイトの上限を現行の150%から300%に引き上げるという第一次市中協議文書の提案を撤回している。そのため、第二次市中協議文書の提案がもたらしうる標準的手法採用行の自己資本比率への影響度は、第一次市中協議文書の提案に比して低くなっているものと思われる。

もっとも、第二次市中協議文書の提案では、銀行向け債権のリスク評価に用いる銀行の外部格付には、暗黙の政府支援を織り込むことが認められないとされている。また、銀行の設立国のソブリン（国債等）に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用するという現行の選択肢の一つが廃止されている点も見逃せない変更である。さらに、株式保有のリスク・ウェイトを現行の100%から250%に引き上げるといった提案の影響も小さくはないものと思われる。

BCBSは、第二次市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査（QIS）を踏まえ、2016年末までに最終規則を公表する見込みである。新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBSは、十分な時間をかけて導入することとしている（必要な場合は経過措置を設定）。

なお、第二次市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な関心事である。というのも、BCBSは、第一次市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160108_010511.html

【13日】

法律・制度 Monthly Review 2015.12

～法律・制度の新しい動き～

12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

12月は、金融庁がいわゆるD-SIBsとして国内大手4社の指定を公表したこと（4日）、全国証券取引所が上場株式の売買単位の100株単位への移行期限を決定したこと（17日）、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定されたこと（24日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160113_010523.html

【13日】

消費者裁判手続特例法、2016年10月1日施行

～いわゆる日本版クラスアクション～

2015年11月11日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）に関する一連の政令・内閣府令が公布された。これにより、2013年に成立した消費者裁判手続特例法の施行日が、2016年（平成28年）10月1日と定められた。

消費者裁判手続特例法とは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入する法律である。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160113_010524.html

【15日】

デリバティブ証拠金規制案、再度意見募集へ

～【金融庁第二次証拠金規制案】BCBS/IOSCO 合意の導入時期延期を踏襲～

2015年12月11日、金融庁は、金融商品取引業者等に対して、一定の非清算店頭デリバティブ取引について、証拠金の預託を受けるなどの所定の措置を講じていないと認められる状況を禁止する旨の新規制の導入案（第二次証拠金規制案）を公表している（コメント提出期限は2016年1月12日）。

第二次証拠金規制案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）が2013年9月及び2015年3月の二度にわたって合意した、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の最終枠組み（BCBS/IOSCO 合意）を、わが国の法律等に落とし込むものである。より具体的には、2014年7月に公表された最初の証拠金規制案（第一次証拠金規制案）に寄せられたコメントと、導入時期の9ヶ月延期等を決定した2015年3月のBCBS/IOSCO 合意を勘案し、第一次証拠金規制案に改訂を施したうえで再度意見募集を行うものである。

第二次証拠金規制案の内容は、「非清算店頭デリバティブ取引」（中央清算機関を通じた決済がされない店頭デリバティブ取引）について、①時価変動相当額を変動証拠金として受領する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じうる時価変動の推計額を当初証拠金として受領する義務を課すというものである。

第二次証拠金規制案の対象となる主体は、「第一種金融商品取引業者」及び「登録金融機関」（対象主体）である。ただし、第二次証拠金規制案は、取引の当事者の一方が対象主体でない場合には、適用されない。また、信託勘定で経理される取引や、同一グループ内の企業間取引、一定のクロスボーダー取引についても適用されない。さらに、当初証拠金に係る第二次証拠金規制案については、取引の当事者の一方又は双方における非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額（連結ベース）が1兆1,000億円（月平均）以下の場合には、適用されない。

第二次証拠金規制案は、非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額の規模に応じて、変動証拠金については2016年9月1日から2017年3月1日にかけて、当初証拠金については2016年9月1日から2020年9月1日にかけて段階的に実施される予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160115_010529.html

【20日】**バーゼル委、マーケット・リスクの改定（速報版）****～【BCBS 最終規則】上場株式はトレーディング勘定で公正価値評価～**

2016年1月14日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」（最終規則文書）を公表している。

最終規則文書は、三度の市中協議を経た「トレーディング勘定の抜本的見直し」により、バーゼル規制上のマーケット・リスクの枠組みを改定するものである。

最終規則文書の主要な特徴は、①内部モデル方式の改定、②標準的方式の改定、③期待ショートフォールの導入（バリュエーション・アット・リスク（VaR）の廃止）、④市場流動性リスクの包括的勘案、⑤トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し、の5点である。

BCBSが実施した影響度調査（最終規則文書が2015年6月末に完全実施されたと仮定）によると、現行の枠組みではマーケット・リスク相当額がリスク・アセット全体に占める割合は約6%であるのに対して、最終規則文書による改定後の枠組みではその割合は10%弱となる。また、最終規則文書による改定後のマーケット・リスクの総所要自己資本は、現行の枠組みと比して、中央値では22%（加重平均では40%）増加すると見込まれている。

最終規則文書によると、現行のマーケット・リスクの枠組みとは異なり、上場株式は原則としてトレーディング勘定に割り当て、公正価値評価を日次で行い、その変動を損益計算書（P&L）にて認識しなければならないこととされている。この変更は、銀行によっては小さくない影響をもたらすものと思われる。

銀行は、2019年12月31日までに、最終規則文書に基づく報告をしなければならない。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160120_010541.html

【25日】**消費者契約法改正に向けた「報告書」****～消費者契約法専門調査会報告書について～**

2015年12月、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が「消費者契約法専門調査会報告書」をまとめた。2016年1月、消費者委員会はこの報告書を受けて「答申書」を内閣総理大臣に提出した。

この報告書及び答申書は、消費者契約法の改正につながる動きである。

この報告書では、法改正すべき事項として、事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消を認める規定を新設することなどを提案している。これを受けて消費者契約法の改正法案が、早ければ現在開催中の通常国会（第190回国会）に提出される可能性があるだろう。

なお、この報告書では、今後の検討課題とされた事項も多く掲げられている。また、この点につき答申書では、さらなる検討を進め、「できる限り早く答申を行う」ことが述べられている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160125_010558.html

◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (2月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.11 平成28年度税制改正大綱の公表 —金融・証券に関わる主な改正項目	鳥毛 拓馬

◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月7日 掲載	コラム：「相手の眼を見て話す」「相手の眼を見て聞く」 ～コーポレートガバナンス・コード雑感Ⅴ～ http://www.dir.co.jp/library/column/20160107_010506.html	横山 淳